

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から54年3月まで

昭和53年8月に厚生年金保険に加入したことになるが、自分としてはアルバイトのつもりで勤めたので、厚生年金保険に加入したつもりは無い。それにもかかわらず、厚生年金保険に加入したことにより、昭和53年9月に国民年金被保険者資格の喪失処理がされているため、54年3月まで納付していた国民年金保険料については還付されていると言われたが、私は還付金を受けた記憶も無く、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の父親は既に他界しているため、状況は不明であるが、申立人が、申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立人が厚生年金保険に加入したことによる国民年金の資格喪失処理が行われた昭和53年9月以降に、3回に分けて納付された申立期間の国民年金保険料が、それぞれ還付された記録がある。

しかしながら、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）に記載された還付金額には誤りがあり、不適切な記録であるほか、当該期間は強制加入期間であるため、本来、保険料を還付する必要は無く、納付済期間とすべきである。

一方、申立期間のうち、昭和53年8月から同年9月までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者であったため、納付された国民年金

保険料を還付する処理は妥当であるほか、54年1月から同年3月までの期間については、申立人は54年1月に婚姻したことにより、国民年金の任意加入対象者となったが、申立期間後は国民年金に任意加入しておらず、申立人もその意思は無かったとしている。

さらに、昭和53年8月から同年9月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間に係る還付については、記録されている還付金額や還付決定日などに不自然な点はなく、これら期間の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 47 年 4 月に国民年金任意加入の脱退手続をした覚えは無く、同年 11 月ごろ A 市に引っ越してきたが、申立期間の国民年金保険料は前住所地の B 町で納付していたはずなので、未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳の「昭和 47 年度国民年金印紙検認記録」及び「国民年金印紙検認台紙」の 4 月から 9 月までの欄に、手書きによる「B 町にて」の記載と「納付済」のゴム印が押されている。

また、申立人は昭和 47 年 12 月に B 町から A 市に転居しているが、A 市の年金記録照会用の「国民年金被保険者索引簿」に申立人の氏名が記載されており、この時点では、申立人は国民年金の資格を継続していたことが確認できる。

さらに、申立人が所持する A 市が発行した国民年金保険料納付済通知書（納付書）には昭和 47 年度の第 1 期及び第 2 期の記載が無い上、発行日と第 3 期分の納付期限が訂正されていることから、同市では同通知書の発行時点において、申立期間の保険料の納付が確認できていたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
昭和 48 年に結婚してからは、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。
一時期、国民年金制度への不信感で納付しなかった時期もあったが、近所の国民年金委員に言われ、その期間の保険料を納付した覚えがある。
申立期間は、妻の保険料も納付済みとなっており、妻が一人分のみを納付するはずもないので、申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の妻は、昭和 48 年 7 月以降、63 年 6 月に申立人と共に厚生年金保険に加入するまでの期間に未納は無い。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和 59 年度の国民年金保険料を過年度納付しているものの、申立人及びその妻は、申立期間直近の昭和 51 年度、52 年度、55 年度、56 年度及び 57 年度の国民年金保険料を共に前納している記録があり、納付意識が高かったと言える。

加えて、申立人が居住する市では、国民年金委員が国民年金保険料の未納世帯を訪問していたことが広報誌で確認でき、申立人の主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 460

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月31日から36年1月4日まで

A社に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社B工場から同社C工場へ転勤した際、同社B工場の被保険者資格喪失日が昭和35年12月31日であるのに対して、同社C工場の被保険者資格取得日が36年1月4日となっているため、当該期間については加入記録が無い旨の回答があった。

A社には継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚による証言等から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年1月4日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所で保管する、申立期間前後の昭和35年11月及び36年1月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支部における資格取得日に係る記録を昭和23年4月5日に、資格喪失日に係る記録を24年10月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を23年4月及び同年5月は600円、24年9月は4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和23年4月5日から同年6月1日まで
②昭和24年9月30日から同年10月1日まで

申立期間①について、学校を昭和23年3月に卒業して同年4月5日からA事業所B支部に勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が同年6月1日からとなっている。

申立期間②について、A事業所B支部から同事業所C支所に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に1か月の欠落がある。

両申立期間とも、人事の記録や当時の給料明細書を所持しているため、これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した給与明細書及びA事業所の人事関係書類綴から、申立人は、同事業所B支部に昭和23年4月5日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書及びA事業所B

支部における昭和 23 年 6 月の社会保険事務所の記録から、600 円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人が提出した給与明細書及びA事業所の人事関係書類綴から、申立人は、同事業所に継続して勤務し（昭和 24 年 10 月 1 日にA事業所B支部から同事業所C支所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書及びA事業所B支部における昭和 24 年 8 月の社会保険事務所の記録から、4,500 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①における申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、A事業所は既に全喪しており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②における申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、A事業所は既に全喪しており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を昭和 24 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記載するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年10月から18年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月から18年3月まで

平成18年12月に社会保険事務所に電話して職員に来てもらって、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年4月25日に社会保険事務所で同職員から説明を受けて、申立期間直前の17年4月から同年9月までの保険料を納付したと主張しており、この時、同日付けで打ち出された社会保険庁オンライン記録「被保険者記録照会(納付Ⅱ)」を所持しているが、同記録では、申立期間が未納になっている上、申立人が説明を受けた時に、同職員が申立期間の未納額を記述したと見られるメモ書きがあることから、この時点で当該期間が未納であったと推認される。

また、申立人は、平成18年12月8日に、金融機関で申立期間の保険料を納付したと主張し、申立人名義の銀行預金通帳の出金記録と当該金融機関の「税金・公共料金等納付依頼書」を提出しているが、この納付日及び記載された金額は、社会保険庁オンライン記録の16年10月から17年3月までの保険料収納日(うち平成16年10月分は時効のために還付処理済み)及び当時の保険料額と一致することから、当該期間の保険料と考えるのが自然である。

さらに、申立人の主張が変遷する上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの期間、50年7月から51年3月までの期間及び55年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年4月から41年3月まで
②昭和50年7月から51年3月まで
③昭和55年4月から58年3月まで

申立期間①について、私は昭和39年1月から父親と同居していたが、その1、2年後、自宅に訪れた集金人へ私の国民年金保険料を渡したところを見ている上、父親が「お前の年金保険料を払った。」と言ったことを記憶している。

また、申立期間②及び③について、昭和49年に現在居住している市へ引っ越して喫茶店を開業したころは、妻が私たち夫婦の保険料を納付していた。当時景気は良かったので喫茶店の営業は順調であり、保険料の納付に困るようなことはなかったため、申立期間①及び②について未納、申立期間③が申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と同居していた申立人の両親は納付済みであるが、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとされるその父親は既に他界しており、納付状況は不明である。

また、申立人は、当時の国民年金保険料について、年額1万円ぐらい納付したと記憶しているが、当時の年額保険料は1,200円であり、申立人の記憶とは大きく異なる。

さらに、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び過去に申立人

が居住していた市町に現存する国民年金被保険者名簿等では、いずれも申立期間①は未納となっており、齟齬^{そご}は無く、ほかに申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

2 申立期間②及び③について、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は既に他界^{たがい}しており、納付状況は不明である。

また、申立人の妻についても、申立人同様、申立期間②は未納、申立期間③は申請免除期間となっている。

さらに、申立人は、申立期間以外にも複数回の未納期間がある上、申立期間②及び③に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年12月から58年11月まで

申立期間当時、会社を退職した時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納めた記憶があり、簡易保険に加入し、保険料を払っていたのに、国民年金保険料を納付しなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続や納付場所等についての記憶が曖昧である。

また、申立人に対し、申立期間直後の昭和58年12月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測され、申立人が所持している年金手帳を見ると、国民年金被保険者資格の取得日は同年12月18日と記載され、申立期間は未加入となっており、加入手続を行った時点でさかのぼって申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人に対し、昭和42年10月にも国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立人は当該手帳についての記憶が無く、当時、加入手続を行ったと推測される申立人の両親も既に他界しているため、状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 934

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から55年3月までの期間及び58年4月から平成9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和53年10月から55年3月まで
②昭和58年4月から平成9年1月まで

私は、妻から、市の職員が私の年金保険料の納付期間が不足している
ので、このままでは年金がもらえないと言われ、その不足する期間の保
険料を納めたと聞いて安心していましたが、現在の年金受給額は少なく、毎
日を不安に過ごしているため、申立期間が未納であることに納得がいか
ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、50歳くらいのころにその妻から国民年金保険料をまとめて50
万円ぐらい納付したと聞いているとしているが、その時期（平成元年前後）
に特例納付制度は実施されていないため、申立期間①及び②の保険料をす
べて納付することはできず、仮に保険料をまとめて納付したとすると、申
立人の記憶する保険料納付額とは大きく相違する。

また、申立人の妻は、市役所職員から説明を受け、申立人が老齢年金の
支給要件を満たすよう、40万円ぐらいの保険料を何回かに分けて納付した
と述べており、平成9年2月から11年1月までの保険料を11年に8回に
分け過年度納付し、11年3月から同年9月までの期間の国民年金保険料を
11年に2回に分け納付し申立人の受給権を得ており、この期間の保険料の
合計額は約42万円弱となり、申立人の妻が納付したとする金額及び納付状
況と一致する。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等) は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 5 月まで
夜間大学に通いながら、A事業所に昭和 38 年 4 月から 39 年 5 月まで勤務し、別会社に転職後、A事業所に再入社した。
A事業所における再入社後の期間に係る厚生年金保険の加入記録はあるものの、最初に勤務をしていた上記期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は学生であったとしており、A事業所における複数の厚生年金保険被保険者から「A事業所では、社会人は正社員扱いであるが、原則として学生はアルバイトとして扱い、待遇に一定の差をつけており、正社員のリーダーが学生の雇用管理をしていた。再入社時において申立人が学生にもかかわらず、厚生年金保険の記録があるのは、再入社前の実務経験やBという資格があったためではないか。」との証言を得た。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※番（昭和 37 年 7 月 1 日取得）から申立人が厚生年金保険の資格を取得した同番号※※番（昭和 41 年 12 月 20 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんせき}痕跡も認められない。

さらに、申立期間当時A事業所は社会保険事務を外部委託していたという証言を得たが、この外部委託先を覚えている者がおらず、外部委託先を特定できず、またA事業所は既に廃業しているため、申立てに係る事実を確認できる資料、周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から33年2月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、勤務していたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人がA事業所B支店に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A事業所に照会したところ、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料は残っていない。」としており、「申立期間当時、臨時という雇用区分があり、臨時を経なければ正社員にはなれず、正社員になるには非常に難しかった。正社員のみ社会保険を適用させていたので、厚生年金保険に加入させていなかった従業員もいた。」との証言を得た。

また、申立人が挙げた、同様の職種であったとする同僚3人についても、申立期間において、A事業所B支店での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が管理するA事業所B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※※番（昭和26年8月18日取得）から同番号※※※番（昭和33年4月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所から、「当時は入社してから1年間は同事業所の本社で預かり、その後、別の工場で勤務してもらっていたため、同事業所での最初の1年間は研修期間のようなものだった。」との証言を得た。

また、申立人と一緒にA事業所に入社した複数の同僚についても、申立期間においては、厚生年金保険の被保険者としての記録は確認できない。

さらに、当時の事業主の親族から、「事業主であった父親は既に死亡しており、当時の書類はすべて破棄してしまったので、全く分からない。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月から30年8月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、A社で厚生年金保険の記録がない旨の回答を得た。

A社には昭和29年6月に入社し、同社B事業所及びC事業所に配属され、30年8月に同社が倒産するまで勤務した。この間、健康保険証を使用したことがあり、厚生年金保険に加入していたと思われるので、厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、同社が適用事業所になった昭和28年6月1日から全喪する30年7月1日までの被保険者の中に申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人からD労働基準監督署からの回答書「賃金未払事件の申告について」が提出されたため、同回答書について同労働基準監督署に確認したところ、「申立人は同社の労働者であったことは確認できるが、正社員や厚生年金保険の被保険者であったとまでは言うことはできない。」との回答を受けた。このため、同社の関係者に確認を求めたが、同社はすでに全喪しており、当時の元上司及び同僚とされる人物は、既に死亡あるいは連絡不能であり、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が使用したとする健康保険証について、申立人は「職場上司にE病院に通院したいと申し出たところ数日後に手渡され約1か月後に回収された。医療費の一部負担金を払った記憶が無い。」と証言してお

り、社会保険事務所が発行する保険証の取扱いとすれば不自然な点が見受けられたため、申立人が受診した同病院の事業を引き継いだF病院に確認するが、既に書類を廃棄しており、同証が社会保険事務所が発行した健康保険証であるという関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 3 月ごろから 21 年 3 月ごろまで
A事業所B工場に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な職務内容の記憶から、申立人がA事業所B工場に勤務していたことをうかがうことはできる。

しかし、女性が厚生年金保険の被保険者となるのは、昭和 19 年 10 月からである。

また、A事業所に照会したところ、「申立期間当時は、正社員以外の者も多数就業していたが、その当時の従業員名簿等の資料はない。」旨の供述を得た。

さらに、同僚からは、申立人の勤務状況についての証言を得ることはできなかった。

加えて、申立てに係るA事業所B工場について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※番（昭和 17 年 1 月 1 日取得）から、同番号※※※※番（昭和 21 年 10 月取得）までの被保険者を確認したが、この間に申立人の氏名は見当たらない。

なお、申立てに係るA事業所B工場について、新たに書き直されたとうかがわれる厚生年金保険被保険者名簿の整理番号※番（昭和 17 年 1 月 1 日取得）から、同番号※※※※番（昭和 22 年 6 月 1 日取得）までの被保

険者を確認したが、この間に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 6 月 4 日から 41 年 6 月 1 日まで
②昭和 41 年 6 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、自分は脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和47年1月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間である2回の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 21 日から 34 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、
申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く驚いた。

昭和 31 年 12 月に A 事業所に入社し、同事業所から健康保険被保険者証をもらったことを覚えている。厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、当該複数の同僚から、「A 事業所では臨時社員として採用され、一定期間経過後、正社員となっており、臨時社員の時期は厚生年金保険に加入していなかった。」との供述が得られた。

また、A 事業所の社会保険業務担当者から、「申立期間当時、臨時に採用した者を入社直後から厚生年金保険に加入させることはなく、申立人は、申立期間当時は臨時社員であったのではないか。」との回答が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 31 日から 38 年 1 月 1 日まで

A社B事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間についてもA社B事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所は、社会保険事務所が管理する事業所名簿から、昭和 35 年 3 月 31 日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、申立期間において当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社B事業所全喪後、当時の事業主を含む7人がC事業所に異動しているため、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※※※番（昭和 35 年 4 月 1 日取得）から同番号※※※番（昭和 35 年 8 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人はA社B事業所の寮に勤務しており、会社が、適用事業所に該当しなくなった後も異動せず、寮で働いていたと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 39 年 3 月 2 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

当該期間も継続してA事業所に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚証言によれば、申立人は申立期間当時A事業所本店から同事業所B営業所へ転勤したのではなく、A事業所の事業主の父が経営するC事業所（当時の適用事業所の要件を満たしていない。）に勤めたことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、健康保険番号※※番(昭和 37 年 4 月 26 日取得)から同番号※※番(昭和 39 年 3 月 21 日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の同番号※※番(昭和 39 年 3 月 2 日取得)以外に申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

さらに、申立期間にD市で申立人と同居していた同僚2人について、うち1人はA事業所本店から同事業所B営業所への転勤であってA事業所の被保険者記録の継続が確認でき、他の1人はA事業所の事業主の親族が経営するE事業所に被保険者記録が確認できる。社会保険事務所が管理するE事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に係る健康保険番号※※番(昭和 37 年 4 月 9 日取得)から同番号※※※番(昭和 39 年 3 月 23 日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申

立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡^{こんせき}も認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。